

# 空き家はきちんと管理されていますか？

## 空き家の見回りをお手伝いします

### 「下松市空家巡回サービス事業」について

下松市やその近隣市（光市・周南市）以外にお住まいで、下松市に空き家を所有され、その空き家の状態の確認ができない方に空き家の近況を報告します。

#### 1. 事業について

- ① 申請の対象者：次の要件の全てに該当する個人の方（法人は対象になりません。）
  - ・ 下松市内の空き家の所有者または固定資産税納税管理人
  - ・ 下松市、光市及び周南市を除く国内に居住している方
  - ・ 下松市の固定資産税の滞納がない方
- ② 事業の内容
  - ・ 空き家とその敷地の外観調査を年2回（1回目：6～7月頃、2回目：10月頃）行い、調査後に状況を報告します。

#### 2. 申請について

- ① 提出書類：以下の書類をそろえて申請してください。
  - ・ 下松市空家巡回サービス事業申請書
  - ・ 申請者の住民票の写し（原本）
  - ・ 申請時点で最新の固定資産税・都市計画税納税通知書の写し（送付先の表示があるもの）※毎年5月に市税務課から送付
  - ・ 申請時点で最新の固定資産税・都市計画税課税明細書の写し（見回りを希望する空き家が掲載されているもの）※納税通知書に同封
- ② 申請期限：令和7年9月30日（火）（当日の消印有効）
- ③ 申請先（郵送または直接窓口（市役所2階①窓口）へ提出してください。）  
下松市住宅建築課住宅係（〒744-8585 山口県下松市大手町三丁目3番3号）



#### 3. その他

- ① 調査内容
    - ・ 空き家の三方向（できない場合はできる範囲）から外観の写真を撮影します。（撮影に必要な範囲で、職員が敷地内に立入ることがあります。）
    - ・ 空き家及びその敷地内で周辺に影響を与えそうな箇所を撮影します。
  - ② 報告方法
    - ・ 写真にコメントを添えて、郵送または電子メールのいずれか指定された方法で年2回報告します。※7月以降に申請された場合は、年1回の報告になります。
    - ・ 周辺へ影響を与えるような状態にある場合は、対応について申請者へ回答を求めます。
- 注）期限内に回答がない場合は巡回サービスを中止し、次年度以降の申請はできません。